

令和3年

春の交通安全県民運動

実施要綱

令和3年2月19日
福井県交通対策協議会

第1 目的

本運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組みを推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

第2 期間

- 1 運動期間：令和3年4月6日(火)から15日(木)までの10日間
- 2 交通事故死ゼロを目指す日：令和3年4月10日(土)

第3 主唱

福井県交通対策協議会

第4 実施機関・団体

福井県、福井県警察、福井県教育委員会、市町および福井県交通対策協議会の構成機関・団体

第5 統一行動日

令和3年4月6日(火)

実施機関・団体が、交差点等の街頭において一斉に交通安全啓発活動および交通安全指導を行う日とする。

第6 推進方法

- 1 実施機関・団体は、本運動の趣旨等について組織のすみずみまで浸透を図るとともに、具体的な実施計画を策定し、早期に推進体制を確立するものとする。
- 2 実施機関・団体は、本運動の実施に当たって、今後の新型コロナウイルス感染症等の状況や、これに伴う県民の交通行動の変化等を注視しつつ、県民の命と健康を守ることを第一に、地域の実情に応じた運動やウェブサイトやSNSによる情報発信を積極的に展開し、交通安全意識の高揚に努めるものとする。

第7 運動の重点と取組み

- 1 子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保【最重点取組み】
- 2 自転車の安全利用の推進
- 3 歩行者等の保護を始めとする安全運転意識の向上

重点 1

子どもと高齢者を始めとする 歩行者の安全の確保【最重点取組み】

依然として道路において子どもが危険にさらされており、特に、入学や進級を迎える4月以降に小学生の歩行中の交通事故の発生が懸念されること、歩行者側にも横断歩道外横断や車両等の直前直後横断等の法令違反が認められること、また、歩行中の交通事故による死者のうち高齢者の占める割合が高いことなどから、これら歩行者の安全確保を図る。

歩行者は

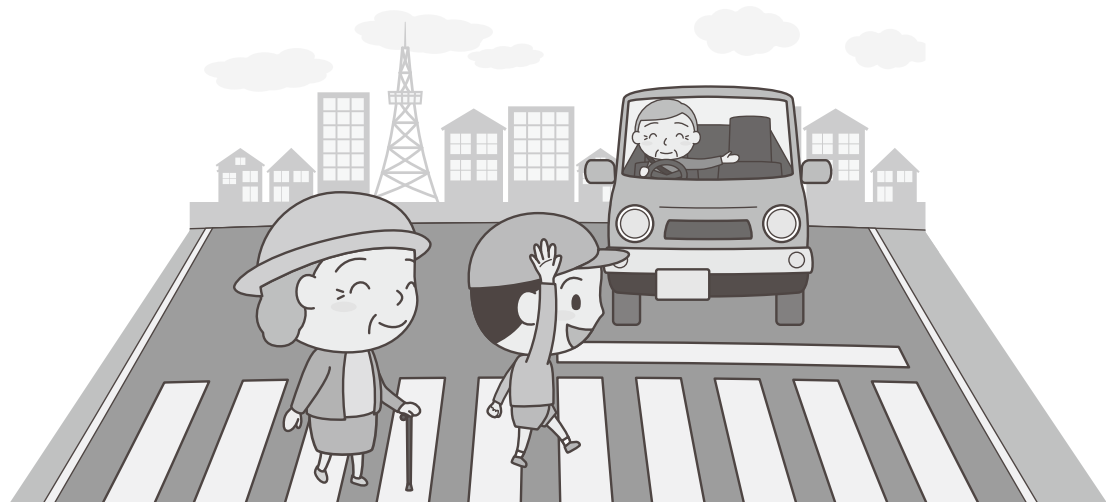
- 道路を横断する際は、横断歩道を渡る、信号は必ず守るなど、自らの安全を守るための交通ルールを遵守する。
- 運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始めるとともに、横断中も周りに気を付ける。
- 夕暮れ時や夜間に外出するときは、運転者が認識しやすいよう明るい服装や反射材を着用する。
- 高齢者は、参加・体験・実践型の交通安全教室へ積極的に参加し、交通ルール・マナーの理解を深めるとともに、加齢等に伴う身体機能の変化を認識し、安全な行動をとるよう心がける。

運転者は

- 子どもと高齢者を見かけたときは十分な減速を行うとともに、側方を通過する際には十分な間隔を保持するなど「子どもと高齢者を見かけたらスローダウン」県民運動を推進する。
- 歩行者が横断歩道を渡ろうとしている場合は、必ず一時停止をして、その通行を妨げないよう、横断歩道における歩行者優先を徹底するとともに、相手が安全に行動しやすいように「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転を心掛ける。
- 夕暮れ時には自動車の前照灯を早めに点灯するほか、夜間における「ハイビーム実践運動」やスピードダウンの励行により、歩行者・自転車利用者との事故防止に努める。

家庭・職場等では

- 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者や教育関係者からの幼児・児童への教育を推進する。
- 通学路や未就学児の散歩コース等における見守り活動等を推進する。
- 子どもや高齢者が外出する際には、交通ルールの遵守や反射材用品の利用などについて声かけを行う。



重点 2

自転車の安全利用の推進

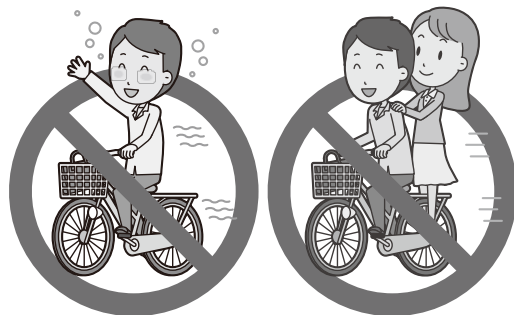
自転車側に法令違反がある交通事故が後を絶たないことから、自転車利用者に対する交通ルール・マナーの周知を徹底する。

自転車利用者は

- 「自転車安全利用五則」を活用し、交通ルール・マナーを遵守するとともに、自転車利用者は、反射材・ヘルメットを積極的に着用する。
- 二人乗り、並進、飲酒運転の禁止の徹底と、無灯火、傘差し、スマートフォン等使用、イヤホン使用等はしない。
- 自転車の安全を確保するため、定期的な点検整備を行う。
- 自転車事故被害者の救済に資するため、損害賠償責任保険等（TSマーク付帯保険等）へ加入する。

自転車安全利用五則 (平成19年7月 交通対策本部決定)

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道よりを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライト点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用



TSマーク付帯保険

TSマークは、自転車安全整備士が普通自転車を点検・整備（有料）すると貼付されるマークで、傷害補償や賠償責任補償、被害者見舞金（赤色TSマークのみ）が付加されている。

<赤色TSマークの補償内容>

	傷害補償	賠償責任補償	被害者見舞金
補償内容	<ul style="list-style-type: none">● 死亡● 重度後遺障害（1～4級） 一律 100万円● 入院加療15日以上 の傷害 一律 10万円	<ul style="list-style-type: none">● 死亡● 重度後遺障害（1～7級） 限度額 1億円	<ul style="list-style-type: none">● 入院加療15日以上 の傷害 一律 10万円

第二種TSマーク(赤色マーク)



家庭・職場等で

- 保護者・教育関係者は、幼児・児童の乗車用ヘルメットの着用を徹底する。



重点 3

歩行者等の保護を始めとする 安全運転意識の向上

死亡事故の多くが自動車側に原因があること、「自動車対歩行者」の死亡事故の多くが道路横断中に発生しており、全ての自動車運転者の歩行者保護意識の向上が必要であること、高齢運転者による死亡事故の割合が高いこと、全席シートベルトの着用率が低いこと、飲酒運転等の危険運転による事故が後を絶たないことなどから、安全運転の確保を図る。

運転者は

- 交通ルールの遵守と歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転を心掛ける。
- 横断歩道等での歩行者等がないことが明らかな場合を除き直前で停止可能な速度で進行する義務と横断歩道等における歩行者等の優先義務を遵守し、歩行者等の保護を徹底する。
- 運転中のスマートフォン等の操作は絶対に行わない。
- いわゆる「あおり運転」は、重大な交通事故につながる悪質・危険な行為であり、絶対にしない。
- 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用を徹底する。
- 飲酒運転の悪質性・危険性を理解し、飲酒後に急用が生じた場合であっても、酒気を帯びた状態で車両等（自転車を含む）を運転しない。

高齢運転者は

- 交通安全講習や運転適性検査を積極的に受けるとともに、加齢等に伴う身体機能の変化を認識し、その能力に応じた運転を心がける。
- 運転に不安を感じるようになったときは、運転免許の自主返納について検討する。
- 自動ブレーキおよびペダル踏み間違い時加速抑制装置等の搭載された安全運転サポート車（サポカーSワイド）等の利用を検討する。
- 運転免許の自主返納に踏み切れない高齢運転者は、まず、自らが運転時間帯や場所等を限定して安全運転を続ける「限定運転」に積極的に取り組む。

家庭・職場等では

- 高齢運転者に対し、運転免許の自主返納の呼びかけや高齢免許返納者サポート制度などの各種支援策、安全運転相談窓口の周知を図る。
- 高速乗合バス、貸切バスおよびタクシー等の事業者は、全ての座席におけるシートベルトの着用を徹底するための広報啓発を強化する。
- 飲食店等における運転者への酒類提供の禁止や、飲酒した客へのタクシーや自動車運転代行等の利用の働きかけ、ハンドルキーパー運動を推進する。
- 自動車を使用する事業所等は、点呼時にアルコール検知器等による検査を励行し、業務中の飲酒運転根絶に努める。



ハンドル
キーパー

ハンドルキーパー運動

自動車仲間と飲食店などに行く場合、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が仲間を自宅まで送り届ける運動

